

検討のための参考資料集

- 浄化槽整備事業について
 - ◇ 浄化槽整備に係る国庫補助の概要について …… 1
 - ◇ 循環型社会形成推進交付金について …… 4
 - ◇ 汚水処理施設整備交付金について …… 5
 - ◇ 浄化槽整備事業の推移 …… 8
 - ◇ 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況 …… 9
 - ◇ 平成18年度浄化槽市町村整備推進事業実施市町村 …… 10
- 一括契約、維持管理組織の状況について
 - ◇ 一括契約（浄化槽の設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況について …… 11
 - ◇ 維持管理組織の設立状況について …… 15
- 水域の状況について
 - ◇ 水域の状況 …… 19

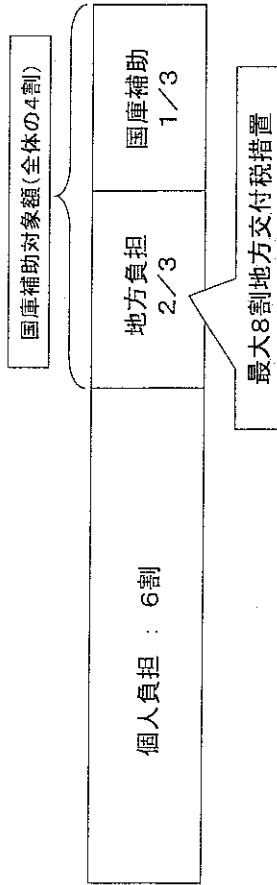
浄化槽整備に係る国庫補助の概要

浄化槽設置整備事業(個人設置型)

(昭和62年度から補助事業開始)

○ 浄化槽の設置を行う者に対し、市町村が設置費用を助成する事業で、その助成費用の一部を国庫補助する制度。

※ 浄化槽は個人の所有なので浄化槽管理の責任は浄化槽設置者たる個人が負う。

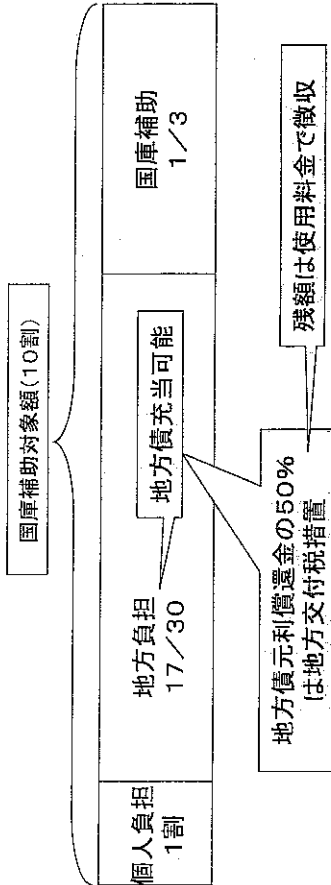


浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)

(平成6年度から補助事業開始)

○ 市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を国が助成する事業(市町村が面的に整備を図るためのもの)。

※ 浄化槽は市町村の所有なので浄化槽の管理の責任は市町村が負う。



浄化槽設置整備事業(個人設置型)について

1. 事業の概要 (昭和62年創設)

市町村が生活雑排水対策を推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るためその設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成する事業を行っている場合に、その費用の一部を補助する制度である。

2. 対象地域

- (1) 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域 (以下「下水道事業計画区域」という。) 以外の地域であって、次のいずれかに該当する地域であること。
 - ① 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号) 第3条第2項に規定する指定地域
 - ② 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) 第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域
 - ③ 水道水源の流域
 - ④ 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
 - ⑤ 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
 - ⑥ 自然公園法 (昭和32年法律第161号) 第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域
 - ⑦ その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

- (2) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって次のいずれかに該当する地域であること。
 - ① 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号) 第3条第2項に規定する指定地域
 - ② 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) 第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域

- (3) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 (平成6年法律第8号) 第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域

3. その他の事業要件

単独処理浄化槽の撤去費の助成対象化。
水質汚濁対策が必要な地域において、合併処理浄化槽の設置に伴う使用開始後10年以内の単独処理浄化槽の撤去費を助成対象化 (9万円を上限とし、国1/3、地方2/3助成)

(注) は、平成18年度予算から

浄化槽設置整備事業 (個人設置型)	設置者負担		補助対象額 (社会的便益に相当する部分<4割>)	
	自治体補助	国補助	自治体補助	国補助
	2/3	1/3		

浄化槽の設置費用

浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)について

循環型社会形成推進交付金について

1. 事業の概要 (平成6年創設)
生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う事業。

2. 対象地域

- (1) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域
- (2) 下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次のいずれかに該当する地域であること。
 - ① 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域
 - ② 水質汚濁防止法第4条の2により指定された地域 (第5次水質総量規制指定地域) であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域
 - ③ 水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域であって、汚水衛生処理率が85%未満の地域
 - ④ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域であって、汚水衛生処理率が65%未満の地域
 - ⑤ 山村振興法に規定する振興山村であって、汚水衛生処理率が65%未満の地域
 - ⑥ 農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域
 - ⑦ 漁業集落整備法第6条の規定により指定された漁港の背後の漁業集落排水との連携) 周辺地域等であって、環境大臣が適当と認める地域 (漁業集落排水との連携)
 - ⑧ 自然公園法第2条1項に規定する自然公園地域
 - ⑨ 有明海及び八代海を再生するための自然公園地に関する法律第2条第1項に定める有明海及び八代海を再生するための八代海の荒域
 - ⑩ 浄化槽による汚水処理が経済的・効率的な地域として環境大臣が認める地域
 - ⑪ 既に事業を実施している地域

3. その他主な事業要件

- (1) 原則として一定地域内の全戸に浄化槽を面的に整備すること。
- (2) 当該事業年度内に20戸以上の住宅等に浄化槽を整備すること。
(事業が3年以上継続した場合又は累積50戸以上整備した場合、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、北海道開発法、沖縄振興開発特別措置法に定める地域にあっては、10戸以上。) (3) 浄化槽の撤去費の助成対象化。合併処理浄化槽の設置に伴う使用開始後10年以内の単独処理浄化槽の撤去費を助成対象化(9万円を上限とし、国1/3、地方2/3を助成)

(注) は、平成18年度予算から

浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型)		国補助	
分担金	下水道事業債 (元利償還金の50%)	1 / 10	1 / 3
相当は交付税措置	17 / 30		
浄化槽設置費用 (補助対象額) →			

1 目的

廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

2 概要

市町村 (一部事務組合を含む。) が広域的な地域計画について作成する「循環型社会形成推進地域計画」(概ね5カ年) に基づき実施される事業の費用について交付。

3 交付対象

対象地域: 市町村 (人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する場合に限る。)

注: 特例として、沖縄県、離島地域、過疎地域、山村地域、半島地域、豪雪地帯及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域に市町村を含む場合には、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

対象施設: 循環型社会の形成を進めるための施設を対象

マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、浄化槽、最終処分場等

4 交付金の額の算定

交付額は対象事業費の1/3を市町村 (一部事務組合を含む) に一括交付。ただし、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設については、対象事業費の1/2を交付。

5 事業実施状況

一般廃棄物処理施設等 63地域 (193市町村)、浄化槽 423市町村

6 予算額

平成18年度予算額 430億円 (うち、浄化槽137億円)

汚水処理施設整備交付金について

1 目的

「地域再生のための基本指針(平成15年12月19日 地域再生本部決定)」、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(平成16年5月27日 地域再生本部決定)等を踏まえ、地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できるよう国庫補助負担金制度の改革を行い、農林水産省、国土交通省、環境省所管の汚水処理施設の整備を相互に事業進捗を調整しながら整備することを可能とすること等によって、効率的な汚水処理施設の普及促進を図ることを目的とする。

2 概要

- ① 事業主体
 - ・ 市町村

- ② 対象施設
 - ・ 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道、浄化槽

- ③ 制度の要件
 - ・ 同一の市町村で所管を跨る2事業以上の施設整備を計画的(5カ年程度)に実施。

- ④ 交付金の交付
 - ・ 市町村が策定した地域再生計画を国が認定した場合、その計画に基づき、年度毎に交付金を交付

- ⑤ 制度の特徴
 - ・ 一定のエリア内で実施する対象施設の整備について、効率的に整備できるよう、事業間で融通が可能。
 - ・ 既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映。

- ⑥ 予算額
 - 平成18年度 内閣府に総額833億円を計上
 - ・ 浄化槽127.5億円、下水道510億円、集落排水195.5億円
 - ・ PFIによる浄化槽整備事業の対象化。
 - (平成17年度 内閣府に総額490億円を計上)
 - 浄化槽75億円、下水道300億円、集落排水 115億円
 - * 平成17年度浄化槽整備事業実施市町村は254市町村

汚水処理施設整備交付金の特徴

― 地域再生の推進に資する地域の視点からの補助金改革 ―

市町村が策定する地域再生計画に基づいた
省庁横断的な支援制度

1. 省庁を超えて、汚水処理の普及を連携して推進

- 一定のエリア内で実施する公共下水道(国交省)、集落排水(農水省)、浄化槽(環境省)の施設を連携して整備できるよう、事業間で融通可能な交付金とし、効率的な整備を推進。
- 個々の補助制度に基づく手続きによらず、市町村の定めた計画に基づき例えば5年分一括して認定

2. 地方の自主裁量性の尊重

- 既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性・裁量性により、現時点で最も効率的な整備手法の選択を可能とし、都道府県構想の次回見直し時に反映。
- 従前の補助対象範囲、地方単独部分の区別なく、交付金を充当することが可能。
- 計画の範囲内であれば、単年度の国・地方の負担割合が調整可能。

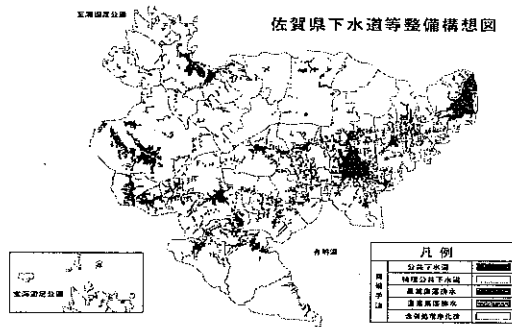
3. 成果主義的な政策への転換

- 市町村の自主性・裁量性を高めるとともに、自ら汚水処理の普及に係る具体的な目標を設定
- 成果として、事業完了後に目標の達成状況を厳正に評価
目標の例：汚水処理施設の整備による生活環境の改善
指標の例：汚水処理人口普及率、放流水質、など

汚水処理施設整備交付金制度の特徴

■地域の自主性、裁量性が高い汚水処理施設整備手法の選定

都道府県構想の枠組みの中で整備手法を選定



既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性、裁量性に基づき、最新の知見で自ら基礎数値を定めて整備手法を見直すことが可能



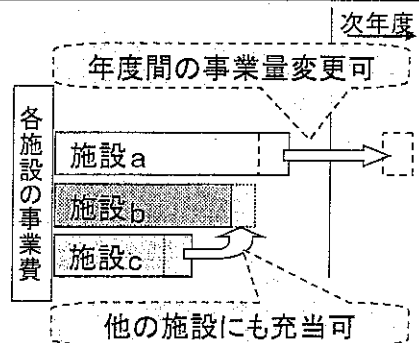
結果は次回の都道府県構想の見直しに反映

■簡単な手続きで施設間、年度間での進捗調整を可能とする自由度の高い交付金

- 下水道、集落排水、浄化槽それぞれ所管省庁に予算を要求
- 事業計画の策定、採択は各省固有のシステム
- 年度間、事業間の流用は原則困難



- 省庁の壁を超えて一本化した交付金を内閣府に一括計上
- 内閣府が、市町村の計画を例えば5年分まとめて認定
- 市町村の判断で「年度間の事業量変更」「他の事業への充当」が可能
- 交付決定などの事務手続も、窓口を一元化



浄化槽整備事業の推移

単位:百万

	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
総額	100	500 (500%)	2,080 (412%)	3,200 (155.3%)	5,000 (156.2%)	7,400 (148%)	10,000 (135.1%)	11,640 (116.4%)	12,600 (108.2%)	14,200 (112.7%)
個人設置型	100	500 (500%)	2,080 (412%)	3,200 (155.3%)	5,000 (156.2%)	7,400 (148%)	10,000 (135.1%)	11,140 (111.4%)	11,700 (105.0%)	12,850 (109.8%)
市町村設置型	-	-	-	-	-	-	-	500	900 (180%)	1,350 (150%)

補正予算

4,609

5,700

0

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総額	15,336 (108%)	15,265 (99.5%)	15,982 (104.6%)	16,198 (101.5%)	17,400 (107.4%)	15,660 (90%)	21,146 (135%)	25,659 (121.3%)	26,429 (103.0%)	26,429 (100.0%)
個人設置型	13,886 (108.1%)	13,829 (99.6%)	14,414 (104.2%)	14,627 (101.5%)	15,712 (107.4%)	13,785 (87.7%)	14,630 (106.1%)	14,966 (102.3%)	14,967 (100.0%)	14,715 (98.3%)
市町村設置型	1,450 (107.4%)	1,436 (99%)	1,548 (107.8%)	1,571 (101.5%)	1,688 (107.4%)	1,875 (111.1%)	6,516 (347.5%)	10,693 (164.1%)	11,462 (107.2%)	11,714 (102.2%)

補正予算

0

5,700

4,060

3,814

4,069

700

0

0

0

0

[illegible][illegible]

一括契約（浄化槽の設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（平成17年12月末現在）

その1

都道府県名	一括契約の推進に取り組んでいる地方自治体
北海道	寿都町、千歳市、旭川市、和寒町、剣淵町、下川町、美梁町、新得町、中札内村、豊頃町、社説町
青森県	
岩手県	紫波町、衣川村、一関市、遠野市、浄法寺町、一戸町
宮城県	大郷町、登米市
秋田県	大仙市、横手市、北秋田市、湯沢市、大館市
山形県	
福島県	白河村、須賀川市、白河市、会津若松市、緒古代町、南郷村、只見町、大楸町
茨城県	
栃木県	栃木県、宇都宮市
群馬県	群馬県
埼玉県	熊谷市、
千葉県	房田市
東京都	
神奈川県	
新潟県	
富山県	
石川県	輪島市
福井県	
山梨県	
長野県	上田市、東御市、真田町、飯島町、阿智村、下條村
岐阜県	岐阜県
静岡県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	栗東市、東近江市、安土町、日野町
京都府	京都市、京都市（旧京北町）
大阪府	
兵庫県	宝塚市、多可町（旧加美町、旧八千代町区域）、夢前町、神岡町（旧神崎町と旧大河内町の合併自治体）、福崎町、香月町、たつの市（旧新宮町の区域）、兵庫県（旧山崎町、旧一宮町、旧千種町の区域）、佐用町（旧佐用町、旧上月町、旧三日月町、旧南光町の合併自治体）養父市、朝来市、丹波市
奈良県	奈良市の一部（旧都祁村、旧月ヶ瀬村）、山添村、川上村
和歌山県	
鳥取県	
島根県	
岡山県	岡山県（岡山市、倉敷市を含む）

一括契約（浄化槽の設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

（平成17年12月末現在）

その2

都道府県名	一括契約の推進に取り組んでいる地方自治体
広島県	北広島町
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	伊予市（平成15年4月1日一括契約開始）、松前町（平成16年10月1日一括契約開始）、大分高橋町（平成16年6月15日一括契約開始）
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	熊本市、八代市、甲佐町、新和町、河浦町
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	

一括契約（浄化槽の設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況
（参考事例）

（平成17年12月末現在）

その1

都道府県名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等	概要
北海道 北 豊 町	保守点検 清掃 法定検査	個別に管理組合に加入するよう勧めている。		管理費の削減
岩手県 紫 波 町	設置工事 保守点検 清掃	PR方式		・設置基盤増加に伴う自治体の経費、事務費及び増償が抑制される。 ・SPOに委託することにより、単年度施工費が大幅に増え、短縮水質化が可能となる。 ・一括発注により経費が低廉となり、住民負担が軽減される。
宮城県 登 米 市	保守点検 清掃 法定検査	・市町村整備推進事業で設置した市管理の浄化槽に対して行っている。 ・管理会社を入札により決定している。		・管理費用が安価となる。
秋田県 大 仙 市	設置工事 保守点検 清掃			・住民の設備希望期をとりまとめ一括発注。 ・保守点検及び清掃業務は、単年度毎に一括発注。 ・一括発注によりコスト削減され、同時に、発注側の事務負担も軽減されている。
秋田県 北 秋 田 市	保守点検 清掃 法定検査	毎年度4月、維持管理業務委託として発注している。		浄化槽の管理状況を一元的に管理できる。
福島県 白 沢 市	保守点検 清掃	補助対象者は加入義務付け		契約料金よりも安くできる業者があり、移行したい者がいる。
栃木県	保守点検 法定検査	指定検査機関（（株）栃木県浄化槽協会）において推進		法第11条検査において、BOD検査や指定種水質制度の導入に併せて一括契約を行うことにより、検査率の向上を図っている。
群馬県	保守点検 清掃 法定検査	群馬県浄化槽保守点検等実施要領の中で、保守点検業者、清掃業者及び管理者の3者による3者契約を推進している。		・3者契約を行うことにより、保守点検業者と清掃業者の連携が図れる。
埼玉県 熊 谷 市	保守点検 清掃 法定検査	広報による		開始年月日：平成15年4月1日 実施マンパワーの確保：保守点検業者・清掃業者・指定検査機関 メリット：使用者の契約の手間が省ける。点検、清掃、法定検査の実施の徹底につながる。維持管理費の削減
岐阜県	保守点検 清掃 法定検査	岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会（構成員：保守点検業者組合、清掃業者組合、施工業者組合、指定検査機関）が一括契約を実施。浄化槽の届出書提出時に契約書の写しの添付を依頼		法定検査率の向上。
滋賀県 近 江 市	保守点検 清掃 法定検査	面的整備事業（顕著単位で浄化槽設置を図る事業）の推進を兼ねた説明会の開催等に説明。		維持管理補助金の交付対象は、維持管理組合に加入し、保守点検、水質分析、清掃、法定検査（不適正の場合は改善後）が行われることが必要となっている。＜メリット＞維持管理事業補助金の対象地域は意識が高い。旧水源寺町の法定検査は90%を超えている。

一括契約（浄化槽の設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況
（参考事例）

（平成17年12月末現在）

その2

都道府県名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等	概要
兵庫県 神 戸 市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	浄化槽設置者に対し、建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の計画の届出をしようとするとき、確認申請書又は計画通知書に、設置及び管理の契約業者（浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守管理業者）を記入させた浄化槽管理関係及び指定検査機関の使用開始検査等承諾書の写しを添付することとしている。また、浄化槽法第5条第1項の設置届に対しては同様に指導している。		浄化槽設置者に対し浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の必要性を認識させるとともに、保守点検、清掃及び7条検査の確実な実施に寄与している。
兵庫県 丹 波 市	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽整備地区の設置者を対象に管理組合を組織し、組合に対し活動助成金を交付する。		法定点検受診率の向上、保守点検、清掃の適切な実施が行える。効果的な異動補充とプロローの修理
岡山県	保守点検 清掃 法定検査	県で統一様式を定め、設置者（浄化槽管理者）との4者契約を締結させている。		適切な維持管理が図られる。
愛媛県	保守点検 清掃 法定検査	50人以下の小型合併処理浄化槽が対象 保守点検業者が、届出や契約更新時に設置者に対して一括契約の趣旨、説明を行い締結の推進を行っている。		・保守点検、清掃、法定検査が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさが少ない ・年間の費用が明確 ・トラブル等に迅速な対応が取れ、安心して浄化槽が使用できる ・保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な検査が可能 ・11条検査の実施率が向上

維持管理組織の設立状況

(平成17年12月末現在)

その 1

都道府県名	市町村数	維持管理組織を有する市町村名（一部事務組合を含む）
北海道	16	厚岸郡町、二セツ町、盛岡町、比布町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、流川町、厚真町、北見市、新得町、中札内村、豊岡町、羅臼町
青森県	0	
岩手県	2	衣川町、浄法寺町
宮城県	0	
秋田県	1	大仙市（旧西仙北町）
山形県	0	
福島県	6	鏡石町、熱塩加納村、田島町、只見町、白沢村、楢葉町
茨城県	1	筑西市
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	2	飯能市、坂戸市
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	2	柏崎市、上越市（旧大島村）
富山県	1	高岡市のうち旧福岡町内のみ
石川県	1	輪島市
福井県	2	大野市、越前市
山梨県	5	甲斐市、玉穂町、南アルプス市、笛吹市、増穂町
長野県	74	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、勝々根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、軽井沢町、御代田町、立科町、丸子町、真田町、豊谷村、菅田村、下諏訪町、富士見町、原村、高瀬町、岡野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、長谷村、富田村、松川町、高森町、阿南町、清内陸村、阿智村、深谷村、平谷村、根羽村、下條村、赤木村、天龍村、横巻町、赤木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木曽町、大鹿村、波田町、山形村、朝日村、八坂村、美峰村、白馬村、小谷村、信州新町、信濃町、小川村、中条村、坂城町、高山村、真御市、生坂村、安曇野市、南牧村、長和町、木曽町、筑北村
岐阜県	2	白川町、東白川村
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	2	四日市市、伊賀市（旧伊賀町）
滋賀県	7	大津市、近江八幡市、栗東市、高島市、甲良町、安土町、日野町
京都府	5	三和町、夜久野町、日吉町、福知山市、美山町
大阪府	0	
兵庫県	9	神戸市、三田市、多可町（旧加美町、旧八千代町の区域）、夢前町、神戸町（旧大河内町と旧神崎町の合併自治体）、市川町、佐用町、宍粟市（旧山崎町、旧坂賀町、旧千種町の区域）、丹波市

維持管理組織の設立状況

(平成17年12月末現在)

その 2

都道府県名	市町村数	維持管理組織を有する市町村名（一部事務組合を含む）
奈良県	1	川上村
和歌山県	1	日高川町
鳥取県	1	岩美町
島根県	1	出雲市
岡山県	1	勝央町
広島県	1	北広島町
山口県	0	
徳島県	1	徳島市
香川県	1	三木町
愛媛県	2	松山市、砥部町
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	3	佐賀市（旧富士町）、東脊振村、山内町
長崎県	2	対馬市、島原市
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	1	北川町
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合 計	154	

維持管理組織の設立状況
(参考事例)

その1

(平成17年12月末現在)

市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
北海道 北見市	住民	契約、手続等の代行 (保守点検、清掃、 法定検査)、住民啓発	(北見市) 毎年1回総会を開催し、浄化槽の維持管理などの周知を図り設置者が正しく浄化槽を使用できるように指導。市が負担する法定検査に際する費用を組合が検査機関に支出するシステムのため、法定検査は、保守点検も含めて100%実施されている。
北海道 釧路市	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	補助申請の受付 (保守点検、法定検査) その他(料金交渉等)	年に一度浄化槽維持管理組合の通常総会を開催し、その場において、浄化槽に関する知識の普及、啓発活動及び、浄化槽保守点検業者及び清掃業者と浄化槽の維持管理料金設定に関する協議を行う。このことにより、通常の料金設定よりも組合員については低額な料金で契約する事ができる。また、正しい浄化槽の正しい方を住民へ指導、啓発を行う事により、適切な浄化槽の使用が期待できる。
福島県 熱海加納村	住民	契約、手続等の代行 (保守点検、 清掃) 住民指導、啓発	保守点検、清掃費用の約半額負担
福島県 田島町	住民 工事業者 保守点検業者 清掃業者	手続等の代行 (保守点検、 法定検査) 住民指導、啓発	水環境の保全を図ることを目的に、浄化槽管理費、関連業務、行政で浄化槽協会を組織しており、総会浄化槽管理の適正化並びに合併処理浄化槽の普及促進に取り組んでいる。
埼玉県 飯能市	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	手続等の代行(保守点 検、清掃、法定検査) 維持管理補助金の申請 並びに受領の代行	1. 設立年月日:平成9年4月1日 2. 設立の目的:生活排水による公共用水域から汚濁などの生活環境の悪化に対処し、生活環境の保存および公害衛生の向上に寄与するため、浄化槽の普及及び適正な保守管理を推進することを目的とする。 3. 会員数:3,272人(平成17年12月末現在) 4. メリット:①組合が設置者と業者の間に適正な保守管理の手続きをする事になり、維持管理を徹底できる。②組合が点検、清掃、法定検査の手続き、料金の支払い等を行うことにより、設置者及び業者の負担軽減になる。
富山県	住民 その他(目的に賛同した 個人及び団体)	契約、手続等の代行 (保守点検、清掃) 住民指導、啓発	主に補助を受けて設置された浄化槽の清掃料金の1/2を人権ごとの限度額の範囲内で申請に基づき、補助をする。ただし、対象地域は旧福町町内のみで、H20年度末見直す予定となっている。
福井県 大野市	住民	契約、手続等の代行 (保守点検、 清掃、 法定検査)	浄化槽に係る調査研究、知識の普及、啓発 ・浄化槽の適正な設置および維持管理、法定検査の受検等 ・維持管理の一元化により法定検査や定期的な保守点検、清掃が適正かつ確実に行われる。 ・区民の目にそれら組合員それぞれが浄化槽に対する意識を高めることができる。
長野県 (飯野浄化 槽組合) 飯野町他、 下伊那郡の 町村が区域 で組織	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	住民指導、啓発 その他	・定期的に浄化槽パトロールを実施し、見解や問題の解決策を協議する。 ・浄化槽維持管理に関する問題などについて意見、情報交換する。 ・「直近の研究では、ディスプレイー単体を設置し、浄化槽へ与える影響を調査中。(公共下水道へ接続されている浄化槽を使用し、周囲への影響なし。)

維持管理組織の設立状況
(参考事例)

その2

(平成17年12月末現在)

市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
岐阜県 白川町	住民	住民指導、啓発	・浄化槽を設置している世帯の代表約2,000人を構成員とした「浄化槽衛生管理組合」を組織して活動。維持管理費、消毒料の点検、放流水の検査や、維持管理に必要な情報を掲載した組合報の発行を行っている。組織は、昭和50年に設立され現在に至っている。 ・組合の運営費は、1組合員あたり500円の年会費によってまかなわれている。
岐阜県 東白川村	住民	住民指導、啓発	・浄化槽や生活排水対策に関する知識の普及・向上と浄化槽の維持管理の徹底を目的に設立。 ・新規設置者講習会の開催、組合役員による浄化槽の点検、その他「浄化槽の日」啓蒙、河川清掃の実施、植林活動などを行っている。
滋賀県 東近江市	住民	契約、手続等の代行 (工事、保守点検、清掃、 法定検査) 住民指導、啓発	・組合で保守点検、清掃、法定検査の契約および申し込みを一括して行うため、負担軽減になる。 ・浄化槽の正しい使い方を管理組合が中心になって指導。 ・法定検査の受検率向上につながる。 ・業者選定や契約にかかる業務の代行により工事費用の軽減を実現。(設置時)。
京都府 美山町	住民	契約、手続等の代行 (法定検査) 住民指導、啓発	・集落単位で設立 ・維持管理に対する補助金が維持管理組織に一括交付される ・適正に維持管理されていることが補助の条件となっている ・11条類型について、維持管理組織が一括して申し込むため、確実 に受検可能となる
兵庫県 三田市	住民	契約、手続等の代行 補助申請の受付、住民 指導、啓発	集合処理施設の予定がない地域において、概ね自治体ごとに合併処理浄化槽使用地により構成される維持管理組合を設立、点検清掃業者と一括契約等の状況については、組合の主体性に基づき、おこなっている。年度ごとに、組合は市に対し一括して維持管理補助金の申請を行う。現在組合総数51組合。
奈良県 川上村	住民 市町村	契約、手続等の代行 (法定点検、清掃) 住民指導、啓発	過疎・山間地域の為、移動時間がかかるため、組織的な活動により効果的な事業活動が可能となり、総ての関係者にメリットがある。 (料金的な面も含め)
和歌山県 日高町	住民	補助申請の受け付け 住民指導、啓発	維持管理組合が、対象者(工事、保守点検、清掃、補助金の取りまとめ)との契約の窓口になるため、地域での各種費用のばらつきが無く、公平感がある。
愛媛県 砥部町	市町村	浄化槽の保守点検業務 を実施 ・清掃、使用、清 掃及び修繕等の適正指 導	名称:砥部町 平成16年10月1日設立 業務内容:浄化槽の保守点検業務を実施。浄化槽の設置、使用、清掃及び修繕等の適正指導。 メリット:浄化槽の保守点検を実施することで、浄化槽に対する信頼を総合的に把握でき、設置者及び関係業者に対しても適切な指導が可能。浄化槽使用率及び関係業者との連携により業務が効率的で、料金も安価
長崎県 島	市町村 その他	手続等の代行 (設備点検、保守点検) 住民指導、啓発	適正な維持管理、保守点検料金の割安

水域の状況

環境基準の達成状況

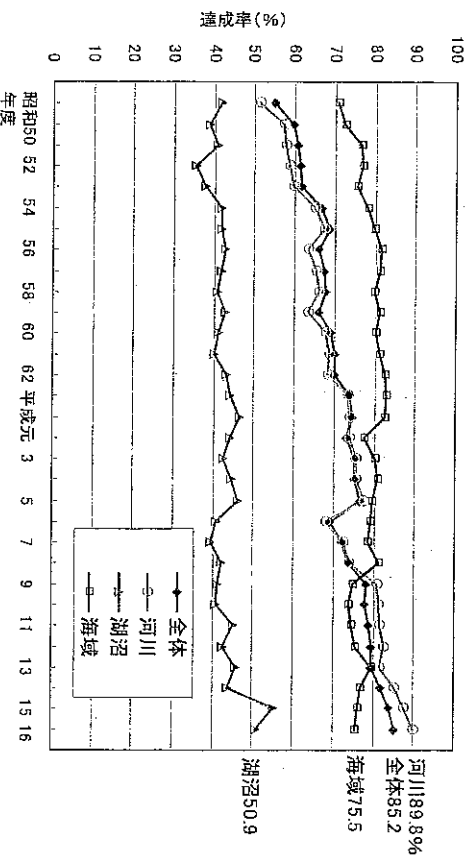
最近の水質汚濁の現況は、相対的には、改善の傾向にあり、特にカドミウムやシアンなどの有害物質（健康項目）による汚濁は著しく改善され、全国的にはほぼ問題のない状況になってきた。
しかし、利水上の障害などをもちたす有機汚濁（生活環境項目）については、湖沼、内湾、内海などの閉鎖性水域では、水質改善の効果が顕著でなく、依然として高い汚濁を示している。

健康項目の環境基準達成状況（平成16年度）

測定項目	調査対象地点数	環境基準値を超える地点数
カドミウム	4,587	0 (0)
鉛	4,182	0 (0)
六価クロム	4,703	6 (6)
砒素	4,312	0 (0)
総水銀	4,688	20 (22)
アルキル水銀	4,527	0 (0)
PCB	1,412	0 (0)
シクロオクサ	2,443	0 (0)
四塩化炭素	3,690	1 (1)
1,2-ジクロロエタン	3,709	0 (0)
1,1-ジクロロエチル	3,685	1 (1)
シアン-1,2-ジクロロエチル	3,670	0 (0)
1,1-ジクロロエチル	3,673	0 (0)
1,1,2-ジクロロエチル	3,718	0 (0)
1,1,2-ジクロロエチル	3,670	0 (0)
1,2-ジクロロエチル	3,835	0 (0)
1,3-ジクロロプロパン	3,837	0 (0)
1,3-ジクロロプロパン	3,731	0 (0)
チオホルム	3,658	0 (0)
チオホルム	3,648	0 (0)
チオホルム	3,654	0 (0)
チオホルム	3,632	0 (0)
チオホルム	3,661	0 (0)
チオホルム	4,274	4 (4)
チオホルム	3,007	11 (9)
チオホルム	2,863	0 (0)
合計(実地点数)	5,703 (5,708)	42 (41)
環境基準達成率	99.3% (99.3%)	

注：(1) () は平成15年度の数値。
2) ちん素及びばい素の測定地点数には、海域の測定地点のほか、河川又は湖沼の測定地点のうち排水の影響により環境基準を超えた地点が含まれていない。
3) 合計欄の超過地点数は実数であり、同一地点において複数項目の環境基準を超えた場合には超過地点数を1として集計した。なお平成16年度は1地点において2項目が環境基準を超えている。

環境基準（BOD又はCOD）達成率の推移

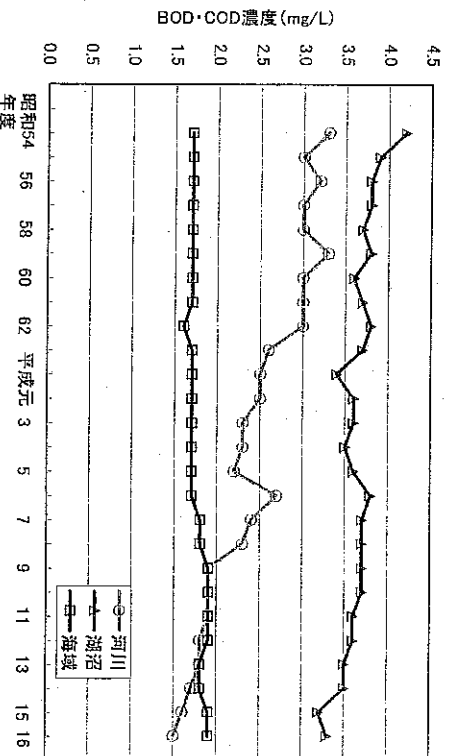


(備考) 1. 河川はBOD、湖沼は及び海域はCOD

2. 達成率(%) = (達成水域数 / あてはめ水域数) × 100

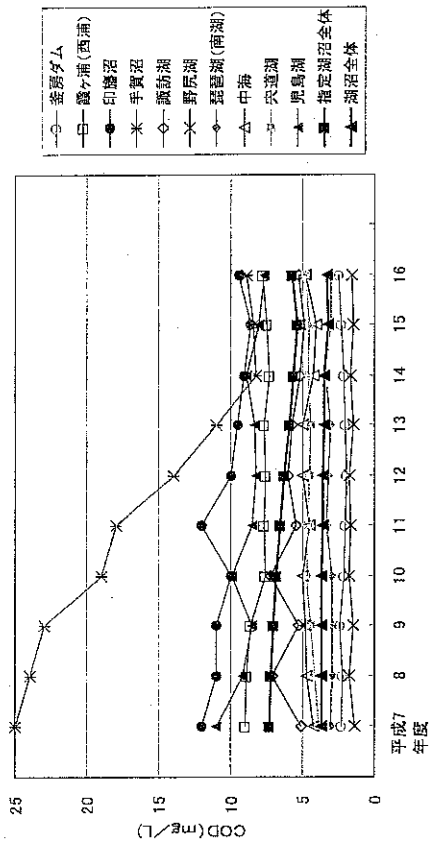
資料：環境省「平成16年度公共用水域水質測定結果」

河川・湖沼・海域におけるBOD又はCODの濃度推移



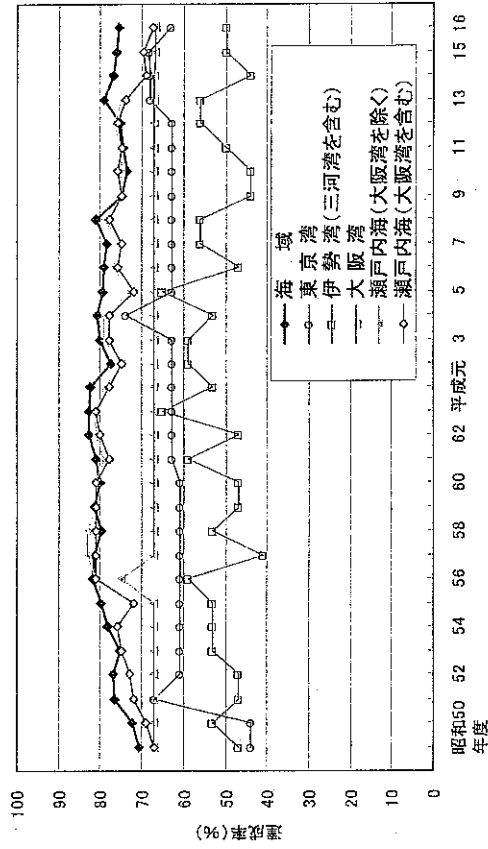
(備考) 環境基準点における年間平均値を用いて算出している
資料：環境省「平成16年度公共用水域水質測定結果」

指定湖沼の水質状況の推移（COD年間平均値：過去10年間）



資料：環境省「平成16年度公共用水域水質測定結果」

三海域の環境基準（COD）達成率の推移



資料：環境省「平成16年度公共用水域水質測定結果」

〔参考〕公共用水域水質測定データ

水環境総合情報サイト：<http://www.env.go.jp/water/mizu.site/index.html>

